

リテール君とマーコさんの消費税対策講座 第5回

価格表示の変更が必要かどうかの検討



リテール君

キド先生、両親がパン屋をやっていますが、消費税率の引き上げ・軽減税率制度が導入された場合には、商品の価格表示はなるのでしょうか？



キド先生

商品の価格表示について、消費者に対して商品の販売・役務の提供を行う場合、いわゆる小売段階の価格表示をするときには総額表示が義務付けられています。

(注) 事業者間での取引は総額表示義務の対象となりません。

しかしながら、2021年3月31日までの間においては、「総額表示義務の特例」が認められており、「誤認防止措置」を講じていれば税抜価格のみの表示などを行うことも可能です。

マーコさん

キド先生、私は小売業への就職を目指しているので、商品の価格表示にはとても関心があります。具体的にはどのような表示になるのでしょうか？



キド先生

それでは、具体的な表示例ですが、次に示してみました。

総額表示の例示	総額表示の特例 (税抜表示の例示)
10,800円	10,000円 (本体価格)
10,800円 (税込)	10,000円 (税抜)
10,800円 (税抜価格10,000円)	10,000円+税
10,800円 (うち消費税額等800円)	10,000円+消費税
10,800円 (税抜価格10,000円、消費税額等800円)	10,000円 (税別)

リテール君

キド先生、同じ商品でもお客様の買い方によって税率が異なる場合がありますよね。

例えば、パン屋でお客様が商品を持ち帰りした場合は軽減税率8%の適用、店内で商品を食べる場合(イトインコーナーでの飲食)は標準税率10%の適用で、税率が異なりますよね？この場合、お客様に混乱を招かないような価格表示にするためには、どのようにしたらよいのでしょうか？





キド先生

はい。同じ商品でも、持ち帰りと店内飲食では税率が異なるわけですから、お客様に混乱を与えないような価格表示をする必要がありますよね。例えば次のように価格表示を工夫したらいかがでしょうか？

例：メロンパン



総額表示の例示	総額表示の特例（税抜表示の例示）
<p>メロンパン</p> <p>お持ち帰り 108円（税込）</p> <p>イートイン 110円（税込）</p>	<p>メロンパン</p> <p>本体価格 100円（税別）</p> <p>（税込：お持ち帰り 108円）</p> <p>（税込：イートイン 110円）</p>

マーコさん

キド先生、パン屋さんは軽減税率が適用される商品がほとんどだと思いますが、例えばスーパーマーケットのように、軽減税率が適用される商品と標準税率が適用される商品とが混在するお店では、これと異なった価格表示を行う必要があるのではないのでしょうか？



キド先生

マーコさん、いい質問ですね。そのような場合にも価格表示（店内表示や陳列棚等）において、どちらの税率なのかがわかるように工夫する必要があります。

• 軽減税率対象品目と標準税率対象品目が混在する場合における商品の価格表示の例

軽減税率導入後	<p>日本酒</p> <p>1,000円 + 税</p> <p>(10%)</p>	<p>ビール</p> <p>500円 + 税</p> <p>(10%)</p>	<p>ジュース</p> <p>200円 + 税</p> <p>(8%)</p>	<p>ミネラルウォーター</p> <p>100円 + 税</p> <p>(8%)</p>



キド先生

「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」が公表され、宣伝・広告に関する規制について次のような例示が示されていますので参照してください。

【宣伝・広告に関する規制】

○ 禁止されない表示

「10月1日以降〇%値下げ」などの表示は問題ない



✕ 禁止される表示

「消費税還元セール」など、消費税と直接関連した宣伝・広告は禁止



(出典：「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」より)

価格表示はわかりやすく

消費税率の引き上げに伴い、価格表示の変更が必要かどうかを検討しましょう。それぞれの事業者が採用している表示方法（総額表示、外税表示、税抜表示の強調表示）によって、価格表示の変更が必要かどうか異なります。さらに同じ商品でも店内飲食と持ち帰りで税率が異なったり、似たような商品があっても税率が異なる場合があります。お客様にとってわかりやすい表示にするように心がけましょう。



リテール君

商業高校の2年生。
販売士3級で家業がパン屋。



マーコさん

大学2年生。販売士2級で、小売業への就職を目指している。

(注)「販売士」は、「リテールマーケティング(販売士)検定試験」の合格者に付与される称号です。「流通・小売業界で必須の定番資格」として、社会的にも高い信頼と評価を得ています。

執筆：公認会計士・税理士・行政書士 城所弘明 提供：一般社団法人 日本販売士協会